

騒音規制法の特定工場及び工場・指定作業場に係る規制基準

区域の区分		時間の区分	敷地と隣地の境界における音量 (デシベルA)
種別	該当地域		
第1種区域	1. 第1・2種低層住居専用地域 2. AA地域 3. 前2号の地域に接する地先及び水面	午前 6時～午前 8時	40
		午前 8時～午後 7時	45
		午後 7時～午後11時	40
		午後11時～午前 6時	40
第2種区域	1. 第1・2種中高層住居専用地域 (第1種区域に該当する区域を除く。) 2. 第1・2種住居地域 3. 準住居地域 4. 無指定地域 5. 第1特別地域(商業、近隣商業、準工業、工業、工業専用地域のうち第1種区域に接する30メートル以内の地域)	午前 6時～午前 8時	45
		午前 8時～午後 7時	50
		午後 7時～午後11時	45
		午後11時～午前 6時	45
第3種区域	1. 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(第1特別地域に該当する地域を除く。) 2. 第2特別地域(工業、工業専用地域のうち第2種区域に接する30メートル以内の地域) 3. 前2号の地域に接する地先及び水面	午前 6時～午前 8時	55
		午前 8時～午後 8時	60
		午後 8時～午後11時	55
		午後11時～午前 6時	50
第4種区域	1. 工業地域(第1特別地域及び第2特別地域に該当する地域を除く。) 2. 第3特別地域(工業専用地域のうち第3種区域に接する30メートル以内の地域) 3. 前2号の地域に接する地先及び水面	午前 6時～午前 8時	60
		午前 8時～午後 8時	70
		午後 8時～午後11時	60
		午後11時～午前 6時	55

ただし、第2・3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1・2・3特別地域を除く。)における規制基準は当該値から5デシベル(A)を減じた値とする。

振動規制法の特定工場及び工場・指定作業場に係る規制基準

区域の区分		時間の区分	敷地と隣地の境界における地盤振動(デシベル)
種別	該当地域		
第1種区域	1. 第1・2種低層住居専用地域 2. 第1・2種中高層住居専用地域 3. 第1・2種住居地域 4. 準住居地域	午前 8時～午後 7時	60
	5. 無指定地域(第2種区域に該当する区域を除く。)	午後 7時～午前 8時	55
第2種区域	1. 近隣商業地域 2. 商業地域 3. 準工業地域 4. 工業地域	午前 8時～午後 8時	65
	5. 前各号の地域に接する地先及び水面	午後 8時～午前 8時	60
ただし、学校・保育所・病院・診療所・図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は当該値から5デシベルを減じた値とする。			